

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公表番号】特表2008-545457(P2008-545457A)

【公表日】平成20年12月18日(2008.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-050

【出願番号】特願2008-511779(P2008-511779)

【国際特許分類】

A 61 B 17/56 (2006.01)

【F I】

A 61 B 17/56

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月13日(2009.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外科のジグに取り付けるように適合してなるスタイラス組立体であつて、スタイラス組立体は、第1及び第2のアームを有する本体を備え、アーム間の空間は外科のジグの一部分を受け入れ、スタイラス組立体は、本体に対して調節可能に取り付けられたスタイラスを備え、スタイラス組立体は、ロック部材を備え、ロック部材をアンロック位置からロック位置へと操作すると、本体が外科のジグにロックされ、スタイラスが本体に対してロックされることを特徴とするスタイラス組立体。

【請求項2】

保持部材が、本体の第1のアームから外方へ延びていることを特徴とする請求項1に記載のスタイラス組立体。

【請求項3】

保持部材は、その遠位端に、拡大した保持頭部を有していることを特徴とする請求項2に記載のスタイラス組立体。

【請求項4】

スタイラスは、スロットの付いた中央部分を有していることを特徴とする請求項3に記載のスタイラス組立体。

【請求項5】

スタイラスにおけるスロットの付いた中央部分は、保持部材に取り付けられ、ロック部材のアンロック位置において、本体に対して、スタイラスの並進及び回転運動を可能にすることを特徴とする請求項4に記載のスタイラス組立体。

【請求項6】

第1及び第2のアームを有する二叉に分かれたロック要素は、保持部材に取り付けられていることを特徴とする請求項5に記載のスタイラス組立体。

【請求項7】

ロック要素の第1のアームに、開口部が貫設されていることを特徴とする請求項6に記載のスタイラス組立体。

【請求項8】

ロック要素における第1のアームの部分は、保持部材を開口部に通して、本体とスタイラスとの間に配置されていることを特徴とする請求項7に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 9】**

ロック要素における第2のアームは、本体の第1のアームと第2のアームとの間の空間に延入していることを特徴とする請求項8に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 10】**

本体の第1のアームの部分は、ロック要素における第1及び第2の二叉のアームの間に位置していることを特徴とする請求項9に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 11】**

ロック要素における第2のアームと、ロック要素の第1及び第2のアームの間に位置してなる、本体における第1のアームの部分との間に、第1のクリアランスが設けられていることを特徴とする請求項10に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 12】**

保持部材における保持頭部の下側と、スタイラスにおけるスロット部分との間に、第2のクリアランスが設けられていることを特徴とする請求項11に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 13】**

第1のクリアランスは第2のクリアランスに比べて大きくなっていて、それにより、スタイラスが、拡大した保持頭部の下側と、ロック要素の第1のアームとの間にクランプされるまで、保持部材の遠位端へ向けての保持要素の動きを許容することを特徴とする請求項12に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 14】**

ロック部材はカムであることを特徴とする請求項1乃至13の何れか1項に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 15】**

カムは、本体における第2のアームに、偏心してピボット式に取り付けられていることを特徴とする請求項14に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 16】**

カムレバーがカムに取り付けられ、カムの回転を可能にしていることを特徴とする請求項15に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 17】**

ロック部材がアンロック位置にあるとき、カムレバーを受け入れるためのチャネルが、本体に設けられていることを特徴とする請求項16に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 18】**

レバーがアンロック位置にあるとき、カムレバーの端部部分が、チャネルから延出していることを特徴とする請求項17に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 19】**

ロック部材がアンロック位置からロック位置へと動いたとき、本体における第1及び第2のアームの間の空間に、カムが延入することを特徴とする請求項18に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 20】**

本体には、第1及び第2のアームの間にストップが設けられ、ストップは、第1及び第2のアームの間に配置された、外科のジグの部分の縁部に対して位置していることを特徴とする請求項1乃至19の何れか1項に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 21】**

スタイラス組立体は、ステンレス鋼から作られていることを特徴とする請求項1乃至20の何れか1項に記載のスタイラス組立体。

**【請求項 22】**

スタイラス組立体は、8～12mmの幅であることを特徴とする請求項1乃至21の何れか1項に記載のスタイラス組立体。